		七	
		抹消された登録の回復	
		回復する登録の登録事項	
ロ　令第三十二条第三項前段の規定により登録権利者が単独で抵当権の登録の抹消を申請するときは、次に掲げる書面 (1)　債権証書並びに被担保債権及び最後の二年分の利息その他の定期金（債務不履行により生じた損害を含む。）の完全な弁済があったことを証する書面 (2)　登録義務者の所在が知れないことを証する書面 ハ　令第三十二条第三項後段の規定により登録権利者が単独で抵当権に関する登録の抹消を申請するときは、次に掲げる書面 (1)　被担保債権の弁済期を証する書面 (2)　(1)の弁済期から二十年を経過した後に当該被担保債権、その利息及び債務不履行により生じた損害の全額に相当する金銭が供託されたことを証する書面 (3)　登録義務者の所在が知れないことを証する書面 ニ　イからハまでに規定する申請以外の場合にあっては、登録原因を証する書面 ホ　登録上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面			樹木採取権に関する登録
イ　令第三十五条第一号に掲げる者が申請するときは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十号）第八条の二第一項の設定を受けたことを証する書面 ロ　樹木採取権の設定を受けた者から法人の合併その他の一般承継により樹木採取権を取得した者が申請するときは、当該承継を証する書面（市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成したこれに代わるべき書面）を含むものに限る。）	イ　登録原因を証する書面 ロ　登録義務者の承諾を証する当該第三者が作成した書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面	八　樹木採取権の設定の登録	申請人が令第三十五条各号に掲げる者のいずれであるか。

		九		
		樹木採取権の移転の登録		
ハ　樹木採取権の設定を受けた者から法人の合併その他の一般承継により樹木採取権を取得した者が申請するときは、当該承継を証する書面（市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成したこれに代わるべき書面）を含むものに限る。） ニ　令第三十五条第二号に掲げる者が申請するときは、樹木採取権を有することが確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。）によって確認されたことを証する書面 ホ　登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成したこれに代わるべき書面） ヘ　樹木採取区図	イ　登録原因を証する書面 ロ　登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成したこれに代わるべき書面） イ　登録原因を証する書面 ロ　樹木採取区図	十　設定の登録がされていない樹木採取権についてする処分の制限の登録		抵当権に関する登録
イ　令第三十九条第一項各号に掲げる登録事項 ロ　一又は二以上の樹木採取権の設定を目的とする抵当権の登録をしたときは、同一の債権の一又は二以上の樹木採取権を目的とする抵当権の設定の登録の前の登録に係る次にに掲げる事項と同一の事項（当該共同担保目録がある場合には、当該共同担保目録の記号及び目録番号） (1)　樹木採取区の所在地及び面積 (2)　順位事項	登録原因を証する書面	十一　抵当権（根抵当権を除く。）以下この項において同じ。）の設定の登録		